

漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針について

平成19年 7月26日 水漁第1418号（水産庁長官）
（一部改正）令和 2年11月27日 2水管第1586号（水産庁長官）

漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針

（方針）

- 第一 大臣許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けている船舶を改造し又は被代船とすることによって漁船設備を「漁船の設備基準」（平成19年7月25日農林水産省告示第960号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）で定められた設備基準をいう。以下同じ。）に適合するものとするための、又はこれに加え別紙「労働居住環境の改善のための漁船の設備基準（任意基準）について」（以下「任意基準」という。）に適合するものとするための大型化についての許可等の申請は、船舶の大型化について大臣許可漁業の種類ごとに定められている許可等に関する取扱方針（以下「大臣許可漁業別の許可等の取扱方針」という。）にかかわらずトン数の補充を要せず、及び当該方針に係る船舶の総トン数の最高限度を超えてこれを認めるものとする。大臣許可漁業につき新規に許可等を受けようとする者が当該許可等の申請にあわせて漁船設備を「漁船の設備基準」に適合するものとする又はこれに加え「任意基準」に適合するものとするための大型化を行う場合についても同様とする。
- 2 前項に規定する船舶の大型化のための増加トン数は、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条に基づく動力漁船の建造又は改造の許可に当たって、「漁船の設備基準」に適合させる又は「任意基準」に適合させるために必要であり、かつ、これに基づく大型化が漁獲能力の増大に直接影響しないと認められた増加トン数をその限度とすることとする。

（増加トン数の取扱い等）

- 第二 第一に規定する大型化のための増加トン数は、大臣許可漁業別の許可等の取扱方針にかかわらず、補充トン数として使用することを認めないこととする。
- 2 大臣許可漁業別の許可等の取扱方針のうち船舶総トン数の増加又は最高限度に関する規定の適用については、第一に規定する大型化のための許可等を受けた船舶又はそれ以降の代船の船舶総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

（この取扱方針に基づく増加トン数の取扱い）

- 第三 昭和42年5月1日農林省告示第653号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）で定める設備基準、昭和47年5月1日農林省告示第668号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）で定める設備基準及び昭和39年2月22日農林省告示第199号（動力漁船の性能の基準を定める件）で定める性能基準又は「漁船の設備基準」及び「任意基準」で定める設備基準に適合する船舶であって、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項の規定による許可等でその有効期間が大臣許可漁業ごとに令和2年12月1日以降の日から開始するものを受けており、かつ、上記基準の適用に係るトン数補充に当てることができないとされているものの船舶総トン数は、大臣許可漁業別の許可等の取扱方針のうち船舶総トン数の増加又はその最高限度に関する規定の適用に当たっては、当該船舶の総トン数からトン数補充に当てることができないこととされているトン数を控除して得た総トン数をもって総トン数とみなす。

(条件等)

第四 第一に規定する大型化を行った船舶に係る大臣許可漁業の許可等には、次の条件を付けることとする。

(1) 改造の際に、任意に「漁船の設備基準」に適合させた場合

船舶の設備は、「漁船の設備基準」で定められた設備基準に適合させなければならない。

(2) 「任意基準」に適合させた場合

船舶の設備は、「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針について」(平成19年7月26日付け19水漁第1418号)に規定する別紙「労働居住環境の改善のための漁船の設備基準(任意基準)について」(以下「任意基準」という。)に適合させなければならない。(ただし、任意基準○についてはこの限りでない。(注:適用を除外する項目がある場合は当該項目番号を記載))

(3) 上記(1)又は(2)の制限又は条件を付加する場合には、漁業法第44条第3項及び第4項の規定により公開による聴聞を行うこととする。

2 漁業の許可証には、第三に規定するトン数補充に当てることができないとされている増加トン数を明記するとともに、当該トン数はトン数補充には使用できない旨を明記することとする。

3 第一に規定する漁船の設備基準等の適用に伴い大型化した船舶は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)による検査の際に、船舶の設備が「漁船の設備基準」に適合しているか、又は「任意基準」に従ったものとなっているかにつき、検査を受けることとする。また、漁業の許可証には、この旨を明記することとする。

附 則(平成19年7月26日19水漁第1418号)

- 1 この改正は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この方針が適用されることとなる船舶以外の船舶については、なお従前の例による。

附 則(令和2年11月27日2水管第1586号)

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行の日(令和2年12月1日)から施行する。
- 2 この通知が適用されることとなる船舶以外の船舶については、なお従前の例による。

(別紙)

労働居住環境の改善のための漁船の設備基準（任意基準）について

この基準は、総トン数20トン以上200トン未満の船舶であって、大臣許可漁業の許可を受けようとする船舶が任意に採用する漁船の設備基準を規定したものである。

なお、この任意基準の採用に当たっては、全ての基準を適用することが原則であるが、任意基準を適用する船舶の航行範囲や操業形態などから、明らかに当該船舶に必要でないと認められるものについては、基準の一部の適用を行わないこととすることができるものとする。

1. 風雨等からの保護に関する設備

(工場の熱気等からの保護)

工場、機関室及び調理室の壁は、居室及び通路に過度の熱若しくは騒音又は悪臭を与えない構造のものであること。

2. 居室の設備

(位置)

- (1) 予定航海日数が50日未満の船舶にあつては、下表に掲げる船舶の総トン数の区分に応じ、それぞれの欄に掲げる数の寝台が設けられている居室が、計画満載喫水線の上方の位置に設けられていること。

計画満載喫水線の上方かつ船首隔壁より後方に設置する寝台

総トン数	寝台数
100トン未満の船舶	全寝台数の30パーセント以上
100トン以上200トン未満の船舶	全寝台数の50パーセント以上

(高さ)

- (2) 居室は、居室の床面から天井ビームの下面（天井に内張りがある場合はその下面。以下同じ。）までの高さが、1.90メートル以上であること。ただし、船舶の深さが2.50メートル未満の船舶の上甲板下に設けられる居室であつて、船舶の構造上やむを得ないものにあつては、その高さは、船舶の深さが2.40メートル以上2.50メートル未満の船舶にあつては1.10メートル以上、船舶の深さが2.40メートル未満の船舶にあつては1.00メートル以上であること。

(備品の配置)

- (3) 居室の備品間を通り抜ける必要がある場合、その間隔は0.60メートル以上であること。

(寝室の区分)

- (4) 寝室は、下表の区分ごとに設けられており、かつ、それぞれの寝室1室につき占有を許される者の最大人員数が、それぞれ同表の欄に掲げる数以下であること。

寝室の区分

乗組員の区分及び1寝室の占有を許される者の最大人員数		
責任職員	その他の職員	職員以外の乗組員
2	2	4

備考 責任職員とは、乗組員のうち、船長、1等航海士、機関長、通信長、医師及び事務長をいい、その他の職員とは、乗組員のうち、1等航海士以外の航海士、機関士及び通信士並びにこれらと同等の待遇を受ける者並びに事務員をいう。

(寝台の大きさ)

- (5) 寝台の有効部分は、長さ1.90メートル以上、幅0.70メートル以上であること。

(寝台の高さ等)

- (6) 寝台の上面から天井ビームの下面又は上段寝台の下面までの垂直距離は、0.75メートル以上であり、かつ、床面から寝台上面までの垂直距離は、0.30メートル以上であ

ること。ただし、2 段寝台（上段を寝台以外として利用する場合を含む。）について、下段寝台の上面から上段寝台の下面まで及び上段寝台の上面から天井ビームの下面までの垂直距離を、それぞれ、0.75メートルを超えて大きくした場合には、床面から下段寝台上面までの垂直距離は、0.30メートルからその超過部分の合計を差し引いて得た距離（当該差し引いて得た距離が0.15メートル未満であるときは、0.15メートル）以上であること。

（寝台の配置）

- （7）寝台の出入り側に沿って設ける空間の幅は、1 段寝台の場合には、0.60メートル、2 段寝台の場合には、0.70メートル以上であり、かつ、寝室の1 人当たりの床面積は、寝台及びロッカーが占める面積を除き、1.0平方メートル以上であること。

（食堂の設置）

- （8）食堂は、できる限り調理室に接近して設けられており、かつ、寝室とは別に設けられていること。

（食卓及び腰掛け）

- （9）ア 食卓の幅が、片側を使用するものにあつては0.38メートル以上であり、かつ、その長さは、同時に使用する者の数に応じ、1人当たり0.50メートルとして計算された長さ以上であること。

イ 食卓は、2 卓間の空間のそれぞれの側に着席する場合にあつては、1.10メートル以上の空間があるように配置され、かつ、十分な大きさ及び数の腰掛けが備え付けられていること。

3. 調理室の設備

（設備）

調理室の設備間を通り抜ける必要がある場合、その間隔は0.60メートル以上であること。

4. 操だ室の設備

（高さ等）

- （1）操だ室の床面から天井ビームの下面までの高さが、1.90メートル以上であること。

（設備）

- （2）操だ室の設備間を通り抜ける必要がある場合、その間隔は0.60メートル以上であること。

5. 保健衛生に関する設備

（浴室の設置）

- （1）総トン数50トン以上の船舶の浴室には、温水及び冷水の供給設備、排水設備並びに最大搭乗人員6 人若しくはその端数ごとに1 つ以上の浴槽又はシャワー設備が備え付けられていること。

（洗面所の設置等）

- （2）ア 洗面器並びに給水及び排水設備を備える洗面所が設けられているか、又は浴室内に洗面の設備が備え付けられていること。

イ 洗面器の数は、最大搭乗人員6 人若しくはその端数ごとに1 個以上であること。

（便所の設備）

- （3）便所には、最大搭乗人員8 人又はその端数ごとに1 個以上の大便器又は両用便器が設けられていること。

（洗濯場の設置及び設備）

- （4）洗濯場が設けられているか、又は洗面所若しくは浴室が洗濯場として使用できること。洗濯場には、給水及び排水設備並びに温水の供給設備又は湯沸器が備え付けられていること。

（衣服の乾燥設備等の設置）

- （5）居室から隔離した場所に衣服の乾燥設備及び防水着掛け設備が設けられていること。